

# 組合員資格得喪通知書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

## ① 現資格者（貸人）

住 所

氏 名

印

☎(連絡先)

## ② 新資格者（借人）

集落名：

住 所

氏 名

印

生年月日 T・S・H 年 月 日

☎(連絡先)

※この新資格者（借人）に賦課金納入の義務が生じます。  
下欄の納入方法を記載下さい。

十三塚原土地改良区理事長 殿

## 1. 資格得喪の対象たる土地

市町村名	大 字	字	地 番	地 積 m <sup>2</sup>	地目	用途	備考

## 2. 資格得喪の原因、及びその時期

(1) 原因（該当する番号に○）

1. 賃貸借権（農業経営基盤促進法） 2. 貸借権（農地法第3条） 3. 貸借権（農業委員会斡旋による）  
4. 使用収益権（経営受託による） 5. 経営移譲 6. 個別賃貸借  
7. 所有権移転（売買、相続、贈与等） 8. 合意解約 9. その他

(2) 時期

1. 貸借権を設定した場合：令和 年 月 日～令和 年 月 日まで  
2. 組合員資格の発生する時期：令和 年 月から

## ☆賦課金の納入方法について

新資格者の方には毎年度賦課金の納入義務が発生します。

A. 既組合員（下記欄記入必要なし）

B. 新組合員（賦課金の納入方法について下記より一つ選択して下さい。番号に○）

1. JA口座引落 2. JA窓口払込 3. 郵便振替 4. 直接納入（改良区事務所へ）

※ 1を選択された方は別途、預金口座引落届出書の提出が必要です。

事務局処理欄	電算
処理番号	—
適用年度	年度より